

4. 介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料を納めなかった場合、次のような措置がとられます。
保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納期限を 過ぎた場合

- 納期限後20日を過ぎると督促状が送付されます。
- 督促手数料や延滞金が徴収されます。

1年以上 滞納した場合

- 介護保険サービスを利用する場合、**利用料の全額が自己負担**となります。
- 後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6カ月以上 滞納した場合

- 介護保険サービスを利用する場合、**利用料の全額が自己負担**となります。
- 後日、申請しても**保険給付の一部または全額が一時的に差し止め**となります。
- 滞納が続く場合は、**保険給付から滞納している保険料額が差し引かれる**場合があります。

2年以上 滞納した場合

- 上記に加えて未納期間に応じて、**サービス利用時の自己負担割合が引き上げられ、高額介護サービス費などの給付が受けられなくなります。**
※自己負担割合が1割または2割の方は3割に、3割の方は4割になります。

※介護保険料の減免について

災害、その他特別の事情により介護保険料を納めることが困難な場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。高齢福祉課までお問い合わせください。



お問い合わせ先

南丹市役所 高齢福祉課

TEL (0771) 68-0006

八木支所

TEL (0771) 68-0020

日吉支所

TEL (0771) 68-0030

美山支所

TEL (0771) 68-0040

南丹市

65歳以上の方（第1号被保険者）の

令和7年度 介護保険料 について

平素は、介護保険制度の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
この度、令和7年度介護保険料を算定しましたので、同封の通知書にてお知らせします。



1. 介護保険料の納付方法について

受給している年金額によって納付方法が異なります。

年金とは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のことをいいます。

「年金」から徴収します（特別徴収）

- 年6回の年金の支払い月に分けて納付いただきます。

仮徴収			本徴収		
保険料が前年の所得などに応じて決定するまでの間の3回は、原則前年度の2月と同額をお納めいただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けてお納めいただきます。		
4月	6月	8月	10月	12月	翌2月

！ 次のような場合、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料額が変更となった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

受給年金額が
18万円以上
の方

「納付書」または「口座振替」で納めます（普通徴収）

- 納入通知書と納付書が同封されている方・・・

納付書で納めていただく方です。市役所（本庁・各支所）または市指定の金融機関等で同封の納付書により納期限までに納付をお願いします。

- 納入通知書のみ同封されている方・・・

口座振替により納付いただく方ですので、金額をご確認ください。



口座振替が安心・便利です！

納付書で納める方は、安心・便利な口座振替がおすすめです。

納付書、預（貯）金通帳、届出印を持って、**取扱指定金融機関等**でお申し込みください。

※**取扱金融機関等**：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都農業協同組合・りそな銀行・近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※申し込みから口座振替が開始されるまでの月や残高不足などにより引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

受給年金額が
18万円未満
の方

2. 65歳になる年度の保険料について

介護保険料は、65歳になる月（65歳の誕生日の前日が属する月）から納めます。

例）65歳の誕生日が

10月1日の方 ➡ 9月分から納めます 10月2日の方 ➡ 10月分から納めます

